

後期高齢者医療制度未加入の高齢障がい者の障害者医療適用について

(2010年愛知自治体キャラバンまとめ)

| 市町村名 | | 「後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください」の回答 |
|------|------|--|
| 0 | 愛知県 | <p>本県の障害者医療は、所得制限や一部自己負担金導入することなく、対象も他県が実施しておりません自閉症と診断された方を含むなど、限られた財源で幅広く助成を実施しており、全国トップの手厚い制度となっております。</p> <p>この水準をこれからも維持し、障害者の方々の医療に寄与するため、今後も国の制度をできるだけ活用するという趣旨で、事業実施主体である市町村とも協議し、65歳から74歳の障害者の方については長寿医療制度に加入されている方を医療費助成の対象とするという、現在の制度のかたちとなったものでございます。</p> <p>なお、後期高齢者医療制度については廃止される方針となっており、新たな医療制度の仕組みや被保険者の負担などについて検討が進められておりますので、その動向を注視していく必要があると考えております。</p> |
| 1 | 名古屋市 | <p>65歳以上で一定の障害のある方につきましては、後期高齢者医療制度に加入していただいた上で、福祉給付金制度による助成を実施しています。</p> <p>障害者医療費助成制度や福祉給付金などの福祉医療制度は、県及び市が地方単独事業として独自の財源を投入し、国の医療保険制度を活用した上でなお負担がある場合に助成を行うという趣旨に基づいて実施していることをご理解ください。なお、福祉給付金制度の対象となる方につきましては、身体障害者では3級までの方、知的障害者ではIQ50以下の方、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方、寝たきりの方や認知症の方も対象とし、助成対象の範囲や内容は全国トップクラスであると考えております。</p> |
| 2 | 豊橋市 | <p>障害者医療助成制度は、県全体の事業となりますので、本市独自の適用範囲の拡大は困難であると考えております。</p> |
| 3 | 岡崎市 | <p>県の動向を見守って行きたいと考えます。</p> |
| 4 | 一宮市 | <p>障害者医療費助成制度は、県の補助事業ですし、高齢者医療制度も現在厚労省にて新制度の検討がされていますので、その動向を見守りたいと思います。</p> |
| 5 | 瀬戸市 | <p>県補助制度に準じて実施して参りたいと考えております。</p> |
| 6 | 半田市 | <p>医療保険制度に加入し、保険料を納めている方の自己負担分を補助するという基本的考えのもと、後期高齢者医療制度に加入した場合に助成を行います。</p> |
| 7 | 春日井市 | <p>今後の県の動向や各市町の動向を注視していきます。</p> |
| 8 | 豊川市 | <p>本市の障害者医療費支給条例では、従来、老人保健法に伴う受給資格者は、福祉給付金制度による助成を受けられる対象者として適用除外としていました。これを受け、平成20年4月から開始された後期高齢者医療制度による被保険者についても、後期高齢者福祉医療制度により助成を受けられることから同様に適用除外としているものです。</p> |
| 9 | 津島市 | <p>県の助成基準に沿って対応します。</p> |
| 10 | 碧南市 | <p>県の福祉医療制度に合わせた適用とします。</p> |
| 11 | 刈谷市 | <p>後期高齢者医療制度に加入しないと、県補助の対象とならないため、市単独では財政的に大きな負担になると認識しており、県の動向を踏まえながら近隣市と強調してまいりたいと考えています。</p> |
| 12 | 豊田市 | <p>※文書回答なし</p> |
| 13 | 安城市 | <p>県の動向を見守りたい。</p> |
| 14 | 西尾市 | <p>※文書回答なし</p> |
| 15 | 蒲郡市 | <p>愛知県補助金要綱が、65歳～74歳の障がい者を適用除外しており、県に準じて市条例も適用除外としています。</p> |
| 16 | 犬山市 | <p>愛知県下では、後期高齢者医療制度への加入を要件とする統一的な取り扱いをしていますので、この取り扱いを継続していきます。</p> |
| 17 | 常滑市 | <p>県の補助事業でもあり、県の動向を見守ります。</p> |

| 市町村名 | | 「後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください」の回答 |
|------|------|---|
| 18 | 江南市 | 市独自の対応は困難です。 |
| 19 | 小牧市 | 後期高齢者福祉医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を最大限利用することが必要と考えます。 |
| 20 | 稲沢市 | 障害者医療費助成制度は、愛知県の助成基準に従って実施しており、後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者への適用は考えておりません。 |
| 21 | 新城市 | 現在は考えておりません。 |
| 22 | 東海市 | 高齢者の医療保確保に関する法律第50条第2項の規定の適用を受けて実施しています。現在のところは障害者医療助成対象者として認定していく考えはありません。 |
| 23 | 大府市 | 65歳以上の方の障害者医療費助成については、県内統一で適用していません。大府市独自での適用は考えていません。 |
| 24 | 知多市 | 県の補助制度を見ながら、財政状況や他市の状況を参考にして、検討したいと思います。 |
| 25 | 知立市 | 県の動向を踏まえて、検討していきます。 |
| 26 | 尾張旭市 | 愛知県の行う福祉医療制度は、あらゆる制度を最大限活用した後になお残る自己負担分を助成する形で進めることとされており、後期高齢者医療制度に加入できる資格のある方につきましては、まずその制度をご利用いただき制度へのご加入をされてから、福祉医療制度をご利用いただくという考え方は、限られた財源の中で行う福祉医療制度の施策としては、本市としても十分に理解できるところでございます。愛知県においては、全国トップレベルの福祉医療政策を行っており全国的にも類を見ない手厚い施策となっておりますが、後期高齢者医療制度加入を前提としたその他の福祉医療との兼ね合いは変更の周知不足などで後期高齢者医療制度へのご加入が任意になっている部分を十分にご理解いただいていない部分もあろうかとの観点から、一昨年、本市から愛知県市長会を通じ県へ要望したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。 |
| 27 | 高浜市 | 適用する考えはありません。 |
| 28 | 岩倉市 | 県の障害者医療費助成制度を基本として実施していきたいと考えております。 |
| 29 | 豊明市 | 障害者医療費助成制度の適用は考えていません |
| 30 | 日進市 | 適用については考えておりません。 |
| 31 | 田原市 | 県補助制度、県下自治体の今後の動向を踏まえながら対応していきたいと考えています。 |
| 32 | 愛西市 | 考えておりません。 |
| 33 | 清須市 | 財源的なこともあり、県制度で実施したいと考えています。 |
| 34 | 北名古屋 | 愛知県後期高齢者医療広域連合の運営に基づき、助成適用の対象外としています。 |
| 35 | 弥富市 | 法律では、後期高齢者医療制度の加入については、65歳から74歳までの方は、選択できるようになっていますが、現在の状況は医療費の自己負担分と後期高齢者医療保険料とを比較して、後期高齢者医療制度に加入することを選択する人がほとんどです。このことは県全体で考えていかなければならない問題と考えます。 |
| 36 | みよし市 | ※文書回答なし |
| 37 | あま市 | 県と同様な対応をしていきます。 |
| 38 | 東郷町 | 愛知県の補助制度にあわせて行っておりますので、愛知県の制度が変われば検討していきたいと思います。 |
| 39 | 長久手町 | 愛知県の基準のとおりとします。 |
| 40 | 豊山町 | 65～74歳の障害者は条例上、障害者医療費助成制度の適用除外となっておりますので、この制度を適用することはできません。 |
| 41 | 大口町 | 大口町単独助成制度の適用は考えておりません。 |
| 42 | 扶桑町 | 県の制度に沿って実施しており、県が障害者医療費助成を適用するように変更した場合には同様に適用したいと考えています。 |
| 43 | 大治町 | 県の補助対象外となり、財源の問題もあり、適用は考えていない。 |
| 44 | 蟹江町 | 現行どおりとします。 |

| 市町村名 | | 「後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、 障害者医療費助成制度を適用してください」の回答 |
|------|------|--|
| 45 | 飛島村 | 県の動向を見ながら福祉医療の充実を図っていきたい。 |
| 46 | 阿久比町 | 現時点では考えていません。 |
| 47 | 東浦町 | 現状、愛知県では65歳から74歳で後期高齢者医療制度の対象となる障がいを持っている方については、後期高齢者医療制度に加入した場合に助成対象となります。後期高齢者医療制度に加入しない65歳から74歳の障がい者を町単独事業として助成することについては、本町の財政状況を考えますと困難と思われます。 |
| 48 | 南知多町 | 愛知県の福祉医療制度と同様の取扱いをしています。町独自の助成制度の予定はありません。 |
| 49 | 美浜町 | 適用していません。 |
| 50 | 武豊町 | 現行制度で実施してまいります。 |
| 51 | 一色町 | 町としては県制度に準じて考えていくため、今のところ、適用する予定はありません。 |
| 52 | 吉良町 | 県制度に準じて運用します。 |
| 53 | 幡豆町 | 愛知県の後期高齢者福祉医療制度に準じて対応しておりますので、当面適用の予定はありません。 |
| 54 | 幸田町 | この制度は、愛知県全体の制度であり、県の制度に合わせて実施していきます。 |
| 55 | 設楽町 | 町としては、住民が不利になることから、制度に基づき適用が受けられるように該当者に対し制度を説明して、後期高齢者医療制度への加入を勧め、加入者についての助成制度を適用します。 |
| 56 | 東栄町 | 愛知県の要綱に基づいて実施しているため、独自の対応は今のところ考慮しない。 |
| 57 | 豊根村 | ※文書回答なし |